

ベトナムにおける国境貿易発展の背景と現状

—中国、カンボジアとの農産物取引を例として—

磯田 貴子*

Background and Current Situation of Cross Border Trade in Vietnam:

Focusing on Agricultural Products Trade with China and Cambodia

Takako ISODA

Abstract

This paper discusses cross-border trade (CBT) in Vietnam, with a particular focus on agricultural products trade with China and Cambodia. The Vietnam-China CBT grew strong after it had been legalized at the end of the 80's. In the background of closer political and economic relation to China, the CBT with China has been discussed a lot in Vietnam. The major concern is how to develop Vietnam-China trade, especially how to increase export to China; however the reason why the Vietnam-China CBT has developed still remains unexplained. On the other hand, the Vietnam-Cambodia CBT is much less paid to attention, while the trade also has grown up considerably for the last decade. The aims of this paper are: First, outline the CBT policy of Vietnam. Second, discuss the background of the legalization and development of the CBT with China and Cambodia. And third, explore a special character of CBT different from general trade.

1. はじめに

改革開放路線がスタートし、近隣諸国との関係改善に乗り出した中国では、1982年に11万スイスフラン¹⁾だった中朝国境貿易が1989年には2億スイスフランに達するなど、各地で国境貿易の急成長が報告されるようになった(楊 2005: 84-95)。1990年代に入ると、「三沿(沿海, 沿江, 沿辺)開放」「興辺富民」「西部大開発」などのスローガンとともに国境開発を進め、大きな成果を上げた。ベトナムでも1989年に国境貿易が合法化され、中国・広西壮族自治区との国境貿易額が

1992年の26億元から2006年には120億元となるなど、その成長ぶりが注目されてきた。

そのため、ベトナムにおいても国境貿易に関する研究はある程度の蓄積がなされてきた。1990年代中頃までは取引の概要や展望を述べるに止まっていたが、貧困削減が社会的関心を集め、各地で国境経済区の設置が始まる1990年代末になると²⁾、Pham (1999)やTrinh (2002)のようにGDP成長率や貧困率、インフラ普及率といった社会指標を挙げて国境貿易が周辺地域の社会経済的発展に及ぼす影響を論じた研究が出てきた。ここ数年は、国境貿易や国境経済区より「経済回廊」を通じた近隣諸国との経済関係拡大の方に焦点が移っ

* 大仁科技大学(台湾)応用外語系講師

ているが(Nguyen VL 2005, Nguyen NK 2005), Nguyen (2007) は世界貿易機関(WTO)加盟や地域経済統合の進行など経済環境が大きく変化する中で国境貿易が直面する問題と今後の方向性について率直で具体的な分析を行っている。しかし、ベトナムでは国境貿易に関する研究の大半が中越国境貿易を対象とし、中越関係の文脈の中で語られてきた。最大の関心はいかに対中貿易、特に対中輸出を増やすかであり、国境貿易とは何かが問われることはなかった。

本稿では対中貿易だけでなく、最近取引が拡大しているカンボジアとの国境貿易も視野に入れ、これらを比較しながら、国境貿易再開後の約20年間、どのような条件、制度の下で国境貿易が選好され、発展してきたのか、国境という特殊空間にどのような力学が働いてモノを動かしていたのか考えていく。国境貿易では様々なモノが取引されるが、ここでは議論の拡散を避けるため、対中貿易と対カンボジア貿易の両方で輸出、輸入ともに行われている農産物を中心に論じる。本稿では国境貿易を「おもに陸路国境を通じて行われる隣国との取引」とする。詳細は後述するが、中央政府の決めたその時々「制度」や「手続き」に従わないインフォーマルな取引の存在も排除していない。逆に、制度を利用し掻い潜ってでもモノが取引される事実の方に重きをおいている。本稿では基礎資料としてベトナムの税関総局、商業部(現・工商部)、国境警備部隊が発刊する機関紙を使う。解説記事や評論から国境訪問レポートや「国境の事件簿」的な三面記事までカバーするいわば業界紙で、情報が断片的なうえ内容も記者の良心と腕次第という欠点がある一方、入手可能な情報の限られる1980年代末も含めて20年間という

まとまった量の現場情報にアクセスできること、国境貿易のオフィシャルな部分だけでなく、公的統計や報告書では触れられない国境のインフォーマルな実態も把握できること、新商品紹介や流行情報などもあって当時の社会情勢や雰囲気をつかめること、などの利点がある。

本稿の構成は以下の通りである。まず次節では、国境貿易が再開されて急速に拡大した背景を国境開放前後の社会・経済的状況から読み解き、一般貿易と比較した場合の国境貿易のメリットについても述べる。第3節では中国とベトナムの国境貿易政策を概略し、こうした政策が必ずしも現場に徹底していない現実についても言及する。第4節では農産物取引を材料に国境貿易の動向や対中、対カンボジア取引の地理的条件の違いなどを見たあとで、国境という特殊な空間の持つ二面性が取引に及ぼす作用についても考える。

2. 国境開放当時の社会・経済的背景と国境貿易の重要性

2.1 社会・経済的背景

国境貿易再開との関わりで見ると、1980年代末から1990年代半ばにかけての時期は、①政府が生産と流通・分配をコントロールする中央指令型の経済システムが放棄され、それに替わる新たな流通システムもまだ未熟な過渡期であり、また、②旧ソ・東欧諸国における社会主義体制の崩壊によってこれら諸国との経済関係が急激に縮小したベトナムが新たな取引先の確保を迫られる一方で、③対外貿易がごく一部の国営企業にのみ許され、極めて厳しい管理の下に置かれていた。

ベトナムでは1986年12月の第6回共産党

大会で「ドイモイ（刷新）」が提唱され、正式に改革開放路線がスタートした。1980年代のベトナムはひどいモノ不足に悩まされ、インフレ率は1985年の配給制度廃止をきっかけに年率数百パーセントにまで上昇した。生産能力の低さに加え、非効率な流通がモノ不足をいっそう深刻にしていた。

ドイモイの提唱から間もない1987年3月、それまで「川をせき止めて市場を禁ず」といわれ、物流の最大の障害となっていた幹線道路・水路上の検問所が廃止されると³⁾、各地で商品流通量が増加し、流通コストが下がった。メコンデルタからホーチミン市に入ってくるコメの量は一日平均20トン程度だったのが、4月上旬には80-100トンになり、ラムドン省でキロ500ドンで買い付けたコーヒー豆がホーチミン市に着く頃には700-800ドンになっていたのが、検問所廃止後のホーチミン市のコーヒー価格は550-600ドンに落ち着いた。何年も海の魚が出回らなかったハノイには、商人が氷付けにしたハイフォンの鮮魚を運んでくるようになったという（商業870416）。こうした流通の拡大を支えたのが市場の動きに敏感で身軽な私営商人で、独自の取引ルートや決済システムを形成し、プノンペンまで仕入れに出かけたり資金を前渡しして工場に生産を催促したりする者まで現れた（税関92年10月号）。政府の指導価格や資金調達など制約の多い国営商業に代わり、産地での農産物買入れでも力を発揮した⁴⁾。一方、計画経済システムの放棄で国家という指揮者を突然失った従来の生産・流通システムは大いに混乱し、国営企業は必要物資の調達や販売先の確保に奔走することになった。

計画経済時代のベトナムは、政府間協定に基づく旧ソ・東欧諸国とのバーター貿易が貿

易総額の7、8割を占めていた。ベトナムは農産品や手工芸品を旧ソ・東欧に輸出することで、鉄鋼や肥料などの生産財からアルミ製品や石鹼などの日用消費財まで必要な物資を得ていたのである。旧ソ・東欧における政治・経済改革の進行でこうした経済関係の見直しを迫られれば、必要物資は全て外貨で輸入しなければならなくなる。貴重な外貨を生産財輸入に当てるため、消費財の輸入は著しく制限された⁵⁾。

輸出を拡大して必要物資輸入のための外貨を稼ぐ必要に迫られたベトナムは、1989年6月の第64号閣僚会議決議によって対外貿易権を有する国営企業に対する経営自主権の拡大と輸出奨励策を打ち出し、1992年7月の第114号閣僚会議決議で私営セクターの対外貿易参入を認めた。しかし、全品目について一回の取引毎に商業部の輸出入許可証が必要とされるなど手続きは極めて煩雑で、外貨管理や消費財輸入制限も依然厳しかった。また、貿易ライセンス制度が廃止される1998年時点でも直接輸出入権を有する企業は全国で2250、うち非国営セクターは654と、対外貿易への参入はまだ狭き門であった（商業部2006：61-65）。

2.2 国境貿易再開の経緯

カンボジアはフランス統治時代以来多数のベトナム系住民を抱え、1978年のポル・ポト派追放後に成立したヘン・サムリン政権はベトナムと緊密な政治・経済関係を保ってきた。「開かれた国境」⁶⁾ともいわれたカンボジアとの国境からは大量のタイ製消費財が流入し、国境貿易の合法化以前にすでにホーチミン市の商店や市場に並ぶ商品の50-60%がタイ製品という状況が出現していた（商業871224）。

一方、中越国境紛争以来ベトナムと国交を断絶したままの中国では、1984年12月の「辺境小額貿易暫行管理弁法」によって国境住民の生活必需品交易（辺民互市）と地方政府管理下に行う国境小額貿易が公認され、1980年代末までには北朝鮮やソ連、ビルマなどとの国境貿易が相当規模に発展していた。戒厳下にあったベトナムとの国境地帯でも1983年9月頃から「草皮街」と呼ばれる互市市場が形成されるようになり、国境開放前の1988年、広西壮族自治区にあった40ヵ所あまりの「草皮街」を訪れたベトナム人はのべ50万人、取引額も文革で国境貿易が中断する以前の額を上回る2700万元に達したという（范2006：123）。

ベトナム政府が一方的に国境を開放する経緯については、1988年11月、第6回共産党中央執行委員会が第118号通告で「両国人民の交流・往来の願望に応えると同時に北部国境地帯の管理工作を整える」旨を布告し、1989年1月の第09号閣僚会議指示で中越国境を一方的に開放（Do1997：11）、そして、「旧正月に何百、何千というベトナム人がコメや銅、くず鉄などを持って中国側の東興、憑祥、龍州、大新、靖西などの町に押しかけ、街中の日用品を買い漁っていった」（古2003：239）という説明が一般的である。「国境警備」紙によると「カオバン省チャーリン県では1988年10月13日に中国側が一方的に国境を開放して以来、多数の中国人が流入するようになり、1988年11月6日に開かれた Tong Cot 定期市には1000人以上の中国人がやって来て堂々と商売していた」というが（国境警備890101）、いずれにしてもこの時期に国境開放を求める圧力がギリギリまで高まっていたことがうかがえる。

その後、2月21日には中越国境と西南国境に対してそれぞれ第32号、第33号閣僚会議主席指示が出て、国境貿易が公認された。当初、国境を通じた対中貿易は国境各省が省の貿易会社を通じて行う地方レベルの取引とされたが⁷⁾、1990年11月の第405号閣僚会議主席指示では「中国市場との取引は他国市場との取引と同じ扱い」であると明記され、国境各省の省政府が国境貿易を許可した国営企業を通せば、中央や他省の経済組織でも対中取引が可能であることが示された⁸⁾。

取引は急激に拡大した。クアンニン省は国境の町モンカイに市場を新設し、1990年5月までに110人の中国人が営業登録に来た（商業900730）。全国各地からモンカイにやって来るトラックの数は一日平均70台に上っていたという（商業910509）。ランソン省では国境開放から数ヶ月で「最初は3ヶ所だった国境通過ルートが今では18ヶ所」に増えただけでなく、「9の行政機関が中国側と直接取引」を行い、「中国から商業視察団がいくつか来てランソン市内で商談」していくなど（国境警備890515）、国境住民による生活物資の取引というレベルをはるかに越えた関係に発展していた⁹⁾。中越両国が国交正常化を果たし、通商協定を結ぶのは1991年末のことである。国境貿易は、国と国の関係が回復していない中越両国が「地方と地方の関係」という建前の下で取引を拡大させてきた「抜け道」的存在だったといえるかもしれない。また、この頃にはベトナム企業が台湾や香港など第三国の貨物をベトナム経由で中国南部に輸送して手数料を取っていたといい（商業910815）、中国側の地方政府あるいは企業が、中央政府の管理下にある一般貿易での輸入が難しい物資を入手するルートとして国境貿易

を利用していただようである。国境貿易では他に東欧製の生産設備や日本製家電なども輸出され、一方、ベトナムは一般貿易では輸入が制限されていた消費財を国境貿易でなら入手できた。その意味でも国境貿易は「抜け道」的であった。

2.3 なぜ国境貿易か

この時期のベトナムにとって国境貿易とは何だったのだろうか。

旧ソ・東欧諸国との経済関係が縮小し、新たな取引先の開拓を迫られていたベトナムにとって、中国は国境貿易という「抜け道」で生産財から日用消費財まで様々な物資を安価に供給してくれるだけでなく、東欧市場の喪失で行き場を失っていた農産物や工業原料を輸出する重要な市場でもあった。1990年代半ばに東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟やアメリカとの国交正常化などを通じて国際社会への復帰を果たすまでのベトナムは、必要物資を輸入するための外貨も不足し、質の悪い農産物はなかなか安定した輸出先を見つけられずにいた¹⁰⁾。長年東欧とのバーター取引が中心であったため、政府も国営企業も国際貿易や市場開拓に不慣れで、銀行を通じた国際決済システムも確立されていなかった。そのため、外貨不要のバーター決済か双方の通貨による現金決済が主で¹¹⁾、信用状開設や運送手配、保険契約など面倒な貿易知識も必要としない国境での直接取引は、非常に便利な貿易手段であった。また、当時中国では生産・加工のための原材料輸入を奨励していたためベトナムの一次産品に対する需要が高く¹²⁾、中国の中でも特に発展の遅れた「辺境」地域では品質に対する要求も低かった。他国市場には売れないものでも広西や雲南になら

売れるというのが、ベトナムでの一般認識であった。

次に、取引参加者にとっての国境貿易という視点で考えてみると、そのメリットは①商業部の貿易ライセンスや輸出入許可が不要、外貨準備や銀行決済が不要など一般貿易に比べた場合の参入の容易さ、②国境市場に直接商品を持ち込んで取引するという「いちば」的取引の手軽さ、の2つに大別できる。制度上のメリットは後述するとして、ここでは主に後者について説明したい。

1990年代初めの北部各省ではまだ商品作物の栽培が発達しておらず、国営企業や私営商人は北部産の八角やシナモンのほか、ゴムや椰子油、胡椒、熱帯果物などを主に南部から買い集めて輸出した。一方、国境市場で日用品や建材、農機具などの中国製品を買うために住民が持っていったものは、コメ、くず鉄、銅、アルミ、マンガン、錫、そして家畜、木材、漢方薬材、水産物、野生のカメ、カエルなどであり¹³⁾、一般の国際貿易では取引の対象にならないようなものでも国境貿易では売ることができた。また、一部の国営企業による取引を除けば事前の売買契約などは必要なく、とりあえず国境市場に商品を持ち込んで買い手を探すというケースが一般的であった。一般貿易ではまず輸出先を確保し、一通りの手続きを済ませてからでなければ商品を港から積み出すことすらできない。しかし、国境貿易では売りたいものを売りたい時に国境市場に持って行って価格交渉し、売ったお金で必要なものを買って帰るという「いちば」的な取引が可能だったのである。Trinh (2002: 72) は国境貿易を「外商と内商の間」と表現したが、複雑な貿易知識や外貨を必要とせず、「いちば」の延長で手軽に取引ができ

ることは国境貿易の大きなメリットであった。

3. ベトナムの国境貿易政策

1980年代から1990年代にかけて中国各地では国境貿易が急成長した。国境開放都市を指定して地方政府に大幅な権限委譲を行うなど一連の国境経済振興策は、経済的に立ち遅れた「辺境」地域を発展させる地域開発の成功例として注目を浴び、ベトナム側の国境経済政策にも大きな影響を与えてきた。ここではまず中国の「辺境貿易」政策について簡単に触れた後、ベトナム側の各時期の「制度」を追うことでベトナム政府が「国境を通じた取引」¹⁴⁾をどのように捉えてきたのか考えてみたい。

3.1 中国の「辺境貿易」

中国では地方政府の管理下に行われる隣国との貿易を「辺貿（国境貿易）」と呼んで中央政府が管理する「国貿（国際貿易）」とは区別し、輸入関税や付加価値税の減半、割当申請や通関、検疫手続きの簡略化といった優遇措置を与えて取引促進を図ってきた。1984年12月には「辺境小額貿易暫行管理弁法」が出ているが、黄（1994：46）の評価によれば、これは「現状追認の消極的な」内容にとどまり、国境貿易を経済開発に利用しようとする戦略的態度が現れるのは1991年4月の「關於積極發展辺境貿易和經濟合作促進辺疆繁榮穩定的意見」（25号文件）からだという。この25号文件では、国境貿易での輸入品に対する輸入関税と付加価値税の減半といった優遇策が初めて打ち出された¹⁵⁾。

1990年代初めまで急激な拡大を続けてきた国境貿易が1993-94年を境に各地で失速、

一方で違法経営や粗悪品の氾濫など国境貿易の無秩序な発展が問題となっていた。そこで、国境貿易の定義、優遇措置やその適用範囲の明確化のために國務院が公布したのが、1996年1月の「關於辺境貿易有關問題的通知」（2号文件）である。2号文件によると、「辺境貿易」は①双方の国境住民が国境市場など指定の場所で生活必需品を取引する「辺民互市」、②辺境小額貿易ライセンスを有する国境地区の企業が指定の国境ゲートを通じて物資や各種サービスを取引する「辺境小額貿易」、に大別される。「辺民互市」には1991年の25号文件で300元までの取引は関税と付加価値税を免除する免税枠が認められていたが、1996年2号文件で1000元、1998年11月には3000元に引き上げられた。「辺境小額貿易」には輸入関税と付加価値税の減半、一部の重点品目を除く輸出割当および輸出許可証の申請免除などが認められた。

3.2 ベトナムの「国境を通じた取引」

中国では「辺貿」という地域限定の取引に対して輸入奨励策を含む様々な優遇措置を与え、後進地域の経済開発の有効な手段としてきた。一方、ベトナムでは、国境住民同士の生活物資の取引（以下、辺民互市）に一定の免税枠¹⁶⁾がある以外は、「国境を通じた取引」が特に税制上の優遇を受けているわけではない。また、ベトナム政府が考える「国境を通じた取引」の取引形態や取引参加者もこの20年で大きく変化した。以下、各時期の「国境を通じた取引」関連規定について概略する。

①「新しい情勢下における中越国境市場組織、管理に関する第94号閣僚会議主席指示」（92年3月）、「第94号指示の実施に関する第05号商業・観光部通達」（92年3

月) など

取引形態には「辺民互市」「国境小額貿易」のほか、商業部の貿易ライセンスを有する企業が行う「正額貿易（一般貿易）」も含む。「辺民互市」は国境各村(xa)に戸籍を持つ住民(以下、国境住民)が国境市場などで行う、利潤目的でない生活必需品の取引とされ、一定の免税枠が認められた。ベトナム領内の国境市場には中国側の国境住民や国境住民でないベトナム商人の入居も認められたが、通行証を持つ国境住民以外の越境は禁じられた。「国境小額貿易」は県に営業登録した国境各村の自営業者、あるいは国境地区に営業所など出先機関を置く国境各省の国営企業が、省から国境小額貿易ライセンスを取得して行う取引、税制上の優遇はなく、一般貿易の輸出入税率表に従って国境通過時に課税。一回当りの取引額は50万ドン(コメ200キロ相当)が上限とされた。

②「国境市場規則の公布に関する第774号商業部決定」(98年7月, 対中), 「同第807号商業部決定」(98年7月, 対ラオス), 「同第724号商業部決定」(99年6月, 対カンボジア) など

ラオス、カンボジアとの国境区域¹⁷⁾にある国境市場で国境住民が取引する商品については国境通過時に一日一回50万ドンまで免税。中国側の国境住民がベトナム側の国境市場で非商業的な取引を行うために持ち込む商品については、一日一回20万ドンまで免税。ベトナム側の国境市場で営業する中国商人が販売のためにベトナムに持ち込む商品の一ヶ月当り限度額は1億ドンまで。また、2000年8月の「陸路国境規則」公布までは、ベトナム人でも国境住民以外の国境区域への自由な立ち入りは許されていない。

③「中越陸路国境を通じた商品取引の指導に関する第14号商業部通達」(01年5月), 「カンボジアとの国境地域における商品・サービス取引の指導に関する第10号商業部通達」(02年12月)

中越陸路国境貿易協定(98年10月), ベトナム-カンボジア国境貿易協定(01年11月)の実施に当たって商業部から出た通達。92年の政策との最大の相違点は、98年7月の「商業法施行細則」による貿易ライセンス制度廃止を受けて¹⁸⁾、国境貿易の取引主体が「国境各省の自営業者」と「法的手続きにより設立された各セクターの企業」に拡大された点。

④「国境を通じた商品取引の管理に関する第252号首相決定」(03年11月), 「第252号決定実施の指導に関する第05号通達」(04年8月)

中国、ラオス、カンボジアとの国境貿易についての初の共通規定で、対象となる取引形態は「辺民互市」「国境市場等における取引」「一般的な国際貿易の慣習によらずに国境経由で行う輸出入活動」の3つ。国境住民が「辺民互市」によって相手国を原産地とする生活物資を自家用に買って帰る場合、一日50万ドンまでは輸入関税と付加価値税を免除。「国境経由の輸出入」が可能なのは「法的手続きで設立された各セクターの企業」と「国境各省の自営業者」。自営業者なら税関申告書以外の通関書類の提出を免除。企業は船荷証券(B/L)が不要とされた以外、一般貿易と同じ。

⑤「国境貿易管理に関する第254号首相決定」(06年11月), 「第254号決定実施の指導に関する第01号通達」(08年1月)

2005年の商業法、輸出入税法の公布を受け、03年の252号決定に替えて公布。「辺民互市」

の免税枠は一日 200 万ドン。「国境経由の輸出入」を行う企業は、03 年の 252 号決定で不要とされた B/L 以外に、売買契約書も不要。一方、売買契約書のある輸入貨物が国境経済区外の省級国境ゲートを通過する場合は、そのつど省政府の許可が必要となった。

ところで、本稿では国境貿易を「おもに陸路国境を通じて行われる隣国との取引」と定義し、その取引には中央政府が決める「制度」から外れたインフォーマルな取引も含まれ得ると考えている。ここではいったんその定義を離れ、ベトナムの国境貿易をどこまで制度的に定義できるか検討してみたい。

1992 年の政策では「国境を通じた取引」の取引主体が国境各村の住民と自営業者、国境地域に出先機関を持つ国境各省の国営企業のほかは、商業部の貿易ライセンスを持つごく少数の企業に限られ、その意味では通常の国際貿易とは区別される「国境貿易」だといえた。しかし、貿易ライセンスが廃止されて全国の企業に「国境を通じた取引」が開放されると、「国境を通過する一般貿易」と「国境貿易」の制度的な線引きが難しくなる。当初、「正式な売買契約や信用状 (L/C) 開設による銀行決済など国際貿易の一般慣習によらずに現金決済で」行われるのが国境貿易の特徴だというのが一般的な説明だったが、2003 年の 252 号決定では「契約書の有無を問わない」とされ、最近では銀行決済か否かが「国境貿易」と一般貿易を区別する指標になっているようである。だが、対中取引で一般的な銀行の口座振替による決済も含むのかなど、今度は「銀行決済」の定義が問題になってくる¹⁹⁾。このようにベトナムでは「国境貿易」を制度的に定義することが難しく、実際、最近使われるようになった「bien mau (辺貿)」という

言葉の定義をめぐっても国境各省の商業局の間で見解が食い違ったという (Nguyen2007: 131)。

3.3 政策実施、国境管理の不徹底

ベトナムでは国境貿易に対し、「辺民互市」の免税枠のほかに何か積極的な優遇策を付与してきたわけではない。また、1990 年代を通じて国境貿易は一部の国営企業を除けば国境の村の住民や自営業者しか取引に参入できない地域限定的な取引というのが建前であった。しかし、その建前が 2001 年の 14 号決定によって失効する前のクアンニン省で、国境貿易を行っていた自営業者 400 人のうち 350 人が他省出身者だったことから伺えるように (税関 010531)、前節で述べたような中央政府の政策が常に地方まで徹底していたわけではなかった。むしろ以下に見るように、現場レベルでの政策実施の不徹底や恣意的な解釈、管理の甘さこそが結果的に国境貿易への参入を容易にし、柔軟な取引を可能にする一種の優遇策となっていた側面もあったのである。

1990 年代のベトナムでは国境から入ってくる消費財の 60-70% が脱税してきた密輸品で、多い時には 95% が密輸品だったといわれる (Pham 1999: 85)。これらの多くは相手国では一定の「手続き」を経ている合法的な輸出品であり、国境を越える時だけは課税を嫌って「別ルート」だが、いったんベトナム側に入ってしまうと通常の商品として市場を流通する。ベトナムは中国、ラオス、カンボジアと 4000 キロ以上の国境線を接しており、密輸を完全に取締まることは不可能に近い²⁰⁾。

だが、ここで指摘したいのは、対外貿易が一握りの国営企業にのみ許され、消費財の輸入が制限されていた当時、「国境貿易」の体裁

さえ整っていれば都市部の私営商人でも「合法的」に消費財を輸入できたという事実である。国境住民が辺民互市や小額貿易の名目で担ってきた消費財は、私営商人の手で買い集められ、ハノイやホーチミン市などの大都市に集積した後、全国各地に卸されていった。辺民互市も小額貿易も「自家用の生活必需品に限り」「省の国境貿易ライセンスを取得のこと」「一日の取引限度額は50万ドンまで」などの条件を満たす必要があったが、実際に住民たちが担いでいくのは、例えば長さ400メートル、360万ドン相当の布地である（税関92年6月号）。しかし、一度に数十人、時に数百人、千人が押しかける検問所を十数人の国境職員で管理し切れるはずがなく、明らかな「大額」取引でも結局は黙認されていたのが実態であった²¹⁾。のちに2003年の252号決定で認められた国境住民の「免税枠」でも、持ち込まれる商品のほとんどが国境市場の商人に転売され、ランソン省のコクナムでは多い日で1800人、タンタインでも700人が「免税品」運びに従事していたという（税関081021）。

比較的フォーマルな取引でも、企業や商人たちはその時々の政策や情勢に応じて「制度」やルートを使い分けてきた。例えば、一般貿易ライセンスのある企業でも、消費財の場合は「小額貿易」ルートを使えば輸入制限を受けずにすんだ。一方、1993年頃のランソンでは、「正額」輸出は道路建設料を払うだけで通関手続きも早かったのに対し、「小額」扱いで輸出すると各種税金や国境職員への「心づけ」などで「正額」より高かったため、果物や海産物など傷みややすい商品の場合、私営商人は一般貿易ライセンスを持つ国営企業の名義を借りて輸出したという（商業931007）。税

額の算出方法や付加価値税の払戻しを受ける条件などその時その時の政策も重要な判断基準で、契約書や銀行決済証明があった方が得だと判断されれば、「正額貿易」が選択されることになる²²⁾。しかし、やはり契約手続きも銀行決済も必要ないインフォーマルな国境貿易の取引の方が早くて手軽で安上がりだという認識がベトナムでは根強い。これはベトナムだけでなく、今なお外貨管理の厳しい中国の地方企業、銀行決済よりも現金手渡しやツケ払いを好むカンボジア商人にとっても同じことで、国境貿易を通じたアクセスの容易さがベトナム商品の輸出競争力を高めてもいるのである²³⁾。

国境貿易による税収増や地元経済の活性化を望む地方政府もまた、企業や商人の行き過ぎた自由の黙認、時に中央政府の政策の「柔軟」な運用という形で国境貿易の発展に貢献した。1994年のハザン省の例を見ると、茶焙煎ラインや500kwクラスの水力発電機、110kvへの変圧設備などが「小額」輸入され、省政府によって減免税まで許されている（税関95年3月号）。クアンニン省のモンカイでは、省政府の判断で「小額」輸入の関税を国境ゲートではなく15キロ先（内地側）の検問所で徴収していたため、モンカイの町が事実上「関税特区」化していた（商業940908）。1994年5月に少額輸出入税の徴収権が税関に移って国境ゲートで課税されるようになるとモンカイでの取引量が大きく落ち込んだといい、モンカイの国境貿易拡大に対する「関税特区」の貢献度の高さが伺える。同じような問題はランソン省のタンタイン国境経済区でも発生した（税関040405）。

このように国境貿易は様々な意味でフォーマルとインフォーマルが交錯する取引空間で

あり、インフォーマルな部分を巧みに利用することで取引が拡大されてきた。政策や統計に現れない部分まで含めて国境貿易なのである。

4. 対中、対カンボジア国境貿易の動向と地理

ここではまず、統計データで国境貿易の実態をつかむことの難しさを指摘しておきたい。封 (2008) が中ロ両国の貿易統計のズレを品目ごとに詳細に検討しているが²⁴⁾、中越国境貿易についても、Nguyen (2007:96-99) が中越間の統計の食い違いを指摘し、その背景として「国境貿易」の定義の違い、密輸や虚偽申告の存在を挙げている。2000-01年には付加価値税の払戻しを狙ったカラ輸出が盛んに行われたが、こうした「輸出」も発見されなければ正規の輸出としてカウントされてしまう²⁵⁾。広西壮族自治区側の統計によると2008年の「国境小額貿易」による輸出入額が20億1400万ドルに対し、「辺民互市」も71億元に達している。だが、ベトナムでは2003年の252号決定で辺民互市の税関申告が免除されており、合法的な取引にも関わらず公式統計がない。こうした統計データの限界を踏まえた上で、以下、国境貿易のおよその規模や取引の動向について概観する。

4.1 国境貿易の動向

現在、中国はベトナムにとって最大の貿易相手国である。1992年に1億3000万ドル弱であった中越貿易は原油輸出が拡大する1999年を境に急成長を始め、2001年に30億ドル、2003年に50億ドル、2006年に100億ドル、そして2008年には200億ドルを突破し

た。中国側の統計によると、ベトナムと国境を接する広西、雲南との取引が中越貿易総額に占める割合は1992年には48.3%であったが、広東など他省との取引拡大を背景に、近年は15-20%を前後している(范2006:279)²⁶⁾。ただ、広西、雲南の対越貿易額も着実に伸びており、広西の対越貿易総額と辺境小額貿易額を見ると、2003年にはそれぞれ6億6555万ドル、5億3519万ドルであったが、2006年には14億6686万ドル、10億5007万ドルとなっている。また、広西の対越貿易総額に占める辺境小額貿易の割合が03年に8割、06年でも7割と高く、特に、ベトナムから広西への輸出については、その9割以上を辺境小額貿易が占めていることに注目しておきたい(広西統計年鑑各年版)。

次に、断片的ながらベトナム側の数値を挙げておく。Nguyen (2000:19)によると1999年、クアンニン、ランソン、ラオカイの国境経済区を通じた輸出入額は7億7030万ドルであった。これは同年の対中貿易総額の54%に相当する。また、この3省を通じた対中貿易額は2006年に32億2300万ドルとなり、中越貿易総額の32%を占めた(商業070213)。商業部の山地商業・国境貿易局も、中越の陸路国境を通じた取引は35-40%、「辺貿 bien mau」形式に限れば約25%という見方を示している(商業051104)。

一方、カンボジアとの貿易は1999年までは1億ドルから1億2000万ドルの間で増減を繰り返していたが、2002年頃から急激に伸び、2003年が3億6200万ドル、2004年に5億ドルを突破、2006年には10億ドル近くに達している(ベトナム統計年鑑)。ベトナムの大幅な入超が続く対中貿易と異なり、対カンボジア貿易では一貫して貿易総額の7、8割

をベトナムからの輸出が占めている。また、取引の多くが陸路（河川を含む）国境を通じて行われ、「辺貿」取引の割合が高いのも特徴である。2008年1月15日付の「商業」紙が挙げたカンボジアとの「辺貿」額は、2003年に2億3090万ドル、2006年に6億8840万ドル、2007年に9億3240万ドルとなっており、それぞれ対カンボジア貿易総額の63.7%、72.4%、74.7%を占めている²⁷⁾。

4.2 中国との国境

中国の広西壮族自治区、雲南省と1463キロにわたって接する北部国境には現在、第三国のヒト、モノの通行が可能な国際級の国境ゲートが4ヶ所、国家級ゲートが14ヶ所あり、その他にも省級ゲートや2008年の時点で212ヶ所ある国境市場を通じて国境貿易が行われている。取引額が大きいのはクアンニン、ランソン、ラオカイの3省で、それぞれ国際ゲートを有し、大規模な国境経済区開発も進んでいる。北部国境地域の大半が少数民族の住む山間地で、経済的にも立ち遅れた地域だが、清仏戦争後、仏領事館や税関が置かれて盛んに交易が行われ、1950年代半ばから70年代末にかけても中越両政府の議定書に基づく国境貿易が続けられてきた経緯がある²⁸⁾。

クアンニン省最大の国境貿易の町・モンカイは幅わずか数十メートルの北倫川を挟んで広西側の町・東興と接している。国際ゲートから徒歩数分の町の中心に大きな国境市場があり、市場のすぐ脇の船着場が国境貿易専用ゲートになっている。ハノイからは350キロあまり、途中カーブの多い難所があるため現在でも約8時間を要する一方、海からのアクセスも可能で、南部から海上輸送されてきたゴムなどがモンカイから輸出されている²⁹⁾。

また、近くにホンゲイ炭鉱があるため石炭輸出が盛んなほか、最近では、ハイフォン港などベトナム北部の港湾からモンカイ経由で中国に輸出される第三国の貨物も増えているようである³⁰⁾。

ランソン省は国際級ゲートであるフーギ、ドンダン（鉄道）のほか、チマ、タンタイン、コクナムなどの取引ルートがある。中国側とは桂林を思わせる石灰質の岩山で隔てられ、チマ以外はいずれも省都・ランソン市から国境市場のあるドンダンの町を経由して十数キロ、中国側の国境の町・憑祥へも十数キロである。2001年に新国道1号線が開通し、ハノイ-ドンダン間の約170キロを3時間で結んでいる。フーギ、ドンダンは正額貿易、タンタイン、コクナムは中国側ゲート正面にある浦寨市場、弄堯市場での取引が中心である。広大な検貨場や農産物取引場などが整備された浦寨市場に対し、約700店舗が並ぶ弄堯市場の方は隘路のためコクナムからの車輛の乗り入れができない³¹⁾。

雲南側の国境の町・河口とナムティ川を隔てて向かい合うラオカイ市はハノイまで約320キロ、道路や鉄道だけでなく紅河による河川輸送も可能である。雲南や四川など中国内陸部から海に出る最短ルート「昆明-河口-ラオカイ-ハノイ-ハイフォン経済回廊」上に位置し³²⁾、最近では、ベトナムからの輸出品を沿海部ほど競争の激しくない内陸市場へ送り込む中継地としての可能性も指摘されている。中国とのトラック相互乗り入れや国境手続きの受付時間延長をいち早く実現するなど地方政府も熱心だが³³⁾、一方で、伸び続ける貨物量に比べ鉄道輸送能力が低いことや国道70号線の劣化が問題となっている（税関051020）。

4.3 カンボジアとの国境

カンボジアとの国境線 930 キロには現時点で国際級国境ゲート 9 ヶ所、国家級ゲート 4 ヶ所のほか省級ゲートや国境市場も多く、2008 年にはそれぞれ 30 ヶ所、151 ヶ所となっている。取引規模が大きいのはタイニン省とアンザン省で、この 2 省を通じた取引が対カンボジア貿易額の 95% を占めている（商業 080115）。仏領時代はカンボジアとコーチシナの間に行政的な境界があるのみで、住民がお互いの市場を自由に行き来していたが、独立後のカンボジアとサイゴン政権の関係悪化を背景に「国境」の自由な往来が禁じられたため、1950 年代半ばから国境線上に自然発生的に形成された「青空市場 cho troi」で盛んに取引が行われたという興味深い歴史を持つ³⁴⁾。

タイニン省のモクバイは、両国の経済の中心であるホーチミン市とプノンペンとを 240 キロで結ぶ最短ルート上にある国際級の国境ゲートで、ホーチミン市へは 60 キロ、1 時間半の至近距離にある³⁵⁾。ホーチミン市とプノンペンは現在すでに電話一本で翌日には商品が届くという一日経済圏になっており（商業 060811）、メイド・イン・ホーチミンの消費財の輸出には極めて有利な地理的条件にある。現在、バンコクとホーチミン市をカンボジア経由でリンクさせる「南部経済回廊」の整備で物流の拡大が期待され、大規模な国境経済区開発も進行中である。しかし、カンボジアのネアックルンでフェリーによる渡河が必要なことに加え、「回廊」整備のための大規模工事が嫌われ、2001 年のコンボンチャムの「きずな橋」完成によってプノンペンへのアクセスが良くなったサマット国境での取引が増加している（DAN2005：223）³⁶⁾。

アンザン省は網の目の水上交通網が発達し³⁷⁾、雨季になると国境一帯が冠水するデルタ地帯に位置する。国際級ゲートの置かれたティンビエンとティエンザン川のビンスオン以外にも公式、非公式の取引ルートが多数あるが、中でも、プノンペンまで 76 キロのカインピンはベトナム国境からプノンペンに至る最短ルートで、道路だけでなくバサック川による河川輸送でカンボジア各地へのアクセスが可能という地理的条件に恵まれている（国境警備 091214）。「経済回廊」構想外にあるアンザンであるが、1990 年代末には省内 9 ヶ所の国境市場で月々 120 億ドンを売り上げるなど民間レベルの経済交流は早くから活発であった（商業 990728）³⁸⁾。また、メコンデルタ企業がカンボジア市場へ進出するゲートウェイとして注目が高く、最近ではアンザン経由の輸出の 4 割をメコンデルタ各省で生産された加工食品、肥料、建材などが占めている（商業 070130）。

5. 国境貿易による取引の実態—農産物取引を中心に

5.1 対中取引

ベトナムは原油や石炭、水産物と並んでゴム、カシューナッツ、野菜果物（rau qua）を対中輸出の主力品目とみなしている（商業 040525）。一方で、これらの中国市場依存も顕著で、ゴム 60%、カシューナッツ 30%、野菜果物に至っては数量ベースで 80%、金額ベースで 50% が対中輸出だという。2008 年の広西の「辺境貿易」輸入総額 87 億 5789 万元のうち、野菜（1 億 2417 万元）と果物（11 億 604 万元）で 14% を占めている（広西統計年鑑 2009 年版）³⁹⁾。

国境貿易が再開された1980年代末、ベトナムの国境住民が物々交換のために持っていったものはくず鉄や銅、家畜、木材、漢方薬材のほか、天然のカメヤカエル、貝類、カニなどであったが、1990年代に入る頃には、国境貿易需要を当て込んでカニやスッポンなどの養殖に乗り出す地方が出てくる（商業919509, 商業960921）。北部各省で果樹栽培が広まり始めるのは1992年以降のことで（長2005:248）、国境からの輸出も、1990年代初期にはバクザンやバクニンなどのバナナを除けば、ランブータン、龍眼、マンゴー、ココナツなど南部産の果物が中心であったが、現在では北・中部でもバクザンのライチ、フンイエンの龍眼、クアンナムのスイカなど大規模な果物産地が形成され、盛んに対中輸出を行っている。一方、中国への「野菜」輸出はほぼ全量がキャッサバであるといい（池部2008:156）、広西年鑑2005年版をみても、「国境小額貿易」の大口輸入品としてキャッサバ澱粉、「辺民互市」でもキャッサバ乾燥スライスが挙げられている⁴⁰⁾。

農産物取引の中心はランソン省タンタイン国境の中国側にある浦寨市場で、ここを通関する貨物の90%が中越双方の農産物となっている（商業090414）。浦寨市場へは積み替えのためのベトナムからのトラックの乗り入れが早い時期から許され、途中カーブの多いモンカイに比べて内地からの輸送条件もいい。国境開放当初は、何でも売れそうなものを集めて国境に持っていき日用消費財に交換してくる、文字通り物々交換による相対取引が行われた。そして、大規模な農産物取引場やトラックヤードが整備された現在でも、ベトナム側の商人、あるいは企業が農家の庭先か産地市場で買い集めた農産物を、事前の契約な

しに直接浦寨市場に持ち込んで買い手を探すという「いちば」的な取引が広く行われているという（商業090414）。集荷、流通システムの発達が遅れた北部の農村地帯では、出荷手段を持たない生産者から買い付けた作物を消費地市場に持ち込んで得られる商人の利益が大きい⁴¹⁾。このため、輸出向け作物を含めて生産地での農産物買い付けは私営商人が圧倒的優位にあり、国営企業が農作物を輸出する場合には商人から買うか、直接貿易権のない私営商人に名義を貸してマージンを取るなどしていた。ランソンの八角の例をみると、国境開放までは省の貿易会社が毎年2000-3000トン買い入れていたが、私営商人の参入で1992年には50トン、1993年には20-30トンに急減したという（商業931202）。

一方、中越国境を通じた農産物輸入も大規模で、広西からの「辺貿」輸出額は2008年に野菜が3億402万元、果物が3億8521万元である。果物はリンゴ、なし、柑橘類で9割近くを占め（商業091215）、国境開放当初から盛んに輸入された。1990年代後半のタンタインでは毎日トラック40-50台分の果物が輸入されたが、その9割が私営商人による「小額貿易」であった（商業970503）。野菜ではニンニク、玉ねぎが多く、キャベツ、にんじん、白菜、トマト、ジャガイモなども入ってくる。

5.2 対カンボジア取引

現在、ベトナムとカンボジアの二国間協定で主要農産物の輸入にゼロ関税が適用されているほか、税関の常駐しないルートでの輸出も盛んなため、カンボジアへの野菜果物輸出に関する正確なデータはないが⁴²⁾、カンボジアでは需要の70%をベトナムからの輸入野

菜でまかなっているといわれ(DAN2005:45), 国境を通じた野菜・果物取引の規模とその重要性が伺える。供給サイドが「集めて国境に持って行く」対中輸出とは異なり, 対カンボジア輸出では需要サイドが, ①国境まで買い付けにくるか, ②ベトナム国内の野菜産地(ダラット)や集散市場(ホーチミン市)まで直接来て買い付け, 国境で積み替えてプノンペンに運んでいる。いずれもベトナム・ドンによる現金決済がほとんどである。

カンボジアの野菜流通の中心はプノンペンの2つの卸売市場で, ここの卸売商人が輸入業者から仕入れたベトナムの野菜を地方商人へ卸すのが一般的なルートであるが, DAN(2005:45-51)によると, この輸入業者はほとんどがベトナム人かベトナム系カンボジア人であり, 彼らの親族ネットワークによってダラットやホーチミン市での買い付けからプノンペンへの輸送手配, 代金決済などが行われているという。ホーチミン市から北東へ250キロのダラットは仏領時代に開発が進んだ高原野菜の一大産地で, 1950-60年代の「青空市場」からもブランド野菜としてカンボジアに輸出されていた経緯がある(Le 1970:36)。ホーチミン市はベトナム南部最大の農産物集散地であり, ダラットから出荷された野菜もその日の夜にはホーチミン市に到着し, 各地へと卸されていく。ホーチミン市とプノンペンを直結する取引ではやはりタイニン省, 特にサマット国境が主要ルートとなるようで, DAN(2005:46)はサマット経由が60%, モクバイが20%としている。このタイニン経由の野菜輸入は, ホーチミン市, ダラットという巨大な供給市場への地理的な近さとベトナム人輸入業者を通じたアクセスの容易さに支えられた取引といえる。

国境住民の生活圏を越えた地域レベルの野菜流通網が形成されている例として, ここではアンザン省のカインビンにも触れておく。タイニンルートでの取引やタイからの輸入と比べた場合, カインビンでの野菜取引の最大の強みは, 大小の船による河川輸送によってプノンペンだけでなくカンボジアの全国各地へアクセスできることである。ベトナム商人の手でダラットや東・南部各省から買い集められてきた野菜がカインビンの船着場に集積し, ここに買い付けにきたカンボジア船によって各地に運ばれていく。こうした取引がいつ始まったのかは不明だが, 2008年6月12日付「国境警備」紙によると, 西南各省の稲作農家がタロイモ, キャベツ, 玉ねぎ, インゲン, トマトなど輸出野菜の栽培に切り替え, コメの2, 3倍の利益を上げているという。

5.3 国境という空間の連続性 / 非連続性と国境貿易

異なる2つの市場が国境線を隔てて近接する国境は, 連続性と非連続性を併せ持つ空間であり, そのどちらの性格が強く出るかは国境を越えた移動の自由度, 工藤(2008:7)の言葉を借りるなら「国境の抵抗値」によっている。抵抗値がゼロに近づき, 双方の経済中心地を点と点で結ぶ移動が実現すれば, 国境は単なる通過地点でしかなくなるが, ベトナムと中国, ラオス, カンボジアとの間の越境輸送は, 大手物流企業による国際貨物輸送サービスを利用する以外は, 観光バスや積み替えのためのトラック乗り入れなどに限られているのが現状である。そして, ①隣接する2つの市場が非連続であればこそ, 国境がこれを仲介する「いちば」としての機能を発揮する一方で, ②国内取引の延長で相手国の資

源や制度，インフラを利用できる連続性ゆえに発展する産業もある。これが国境という空間の持つ二面性である。こうした国境空間の性質が国境貿易という経済活動にどのような影響を及ぼすのか，ここでは農産物取引を材料にして見ていきたい。

1950年代半ば，南ベトナムとカンボジアの関係悪化で自由な行き来ができなくなった西南国境で「青空市場」が形成されたように，開放まもない中越国境で「いちば」(国境市場，国境都市)が発展したのも，それ以上の内地への移動が許されないからである。国内にまだ新しい流通システムが確立しておらず，一部の国家機関にしか電話がなかったという通信事情まで考慮すると⁴³⁾，モノと情報が集積したこれら国境の「いちば」が，とりあえず行けば売り買いできる手っ取り早い取引の場としていかに重要だったか想像がつく。「いちば」を目指して各地の企業や商人が集まれば，国境地域には商人宿や食堂から仲介業者，担ぎ屋まで様々な雇用が生まれ，「いちば」からの公式，非公式の収収で地方財政も潤う⁴⁴⁾。逆に，「いちば」での取引が国境地域の企業と住民に限られると，国境企業や国境住民が国内で需要の高い外国製品へのアクセスを独占することになる。つまり，空間の非連続性が国境地域にカネを落とすのである。

国境を隔てて2つの市場が存在するということは，国境を隔てて2つの価格が存在することである。ハノイ，ホーチミン市というベトナム経済の二大中心からわずか数時間の国境に存在する価格差に引き付けられ，「いちば」では多数の商人が直接交渉で競争的に売買を行う。このため，国境貿易は価格に敏感で，急な需要への対応も早い。

2008年のハノイでは，産地の洪水被害によ

る野菜の供給不足で価格が上昇し始めると，すぐに国境から中国産野菜が入ってくるようになった。当時，ハノイの一日の野菜消費量1400トンのうち，1000トンが中国産であったという(商業081125)。1997年，それまで緑豆，ゴマを輸入する側だったベトナムから緑豆，ゴマ，落花生，カシューナッツが中国に向けて大量に輸出されたのは，香港市場での月餅需要を見込んで生産を拡大した広東や福建の菓子メーカーの間で原料需要が急激に高まったためであった(商業970809)⁴⁵⁾。1999年には逆に，付加価値税の導入で販売価格が上がれば輸入農産物と競争できないとして流通業者が国産農産物の買い付けを躊躇している間に，中国やカンボジアから緑豆やゴマ，落花生，大豆などが入ってきてシェアを奪ってしまった(商業990728)。

ベトナムではジュースや中秋月餅の生産が増える夏から秋に砂糖需要のピークを迎えるが，それが砂糖生産の端境期に重なるため，しばしば需給の逼迫から価格高騰を招いてきた。砂糖は統制品目で，商業部の輸入許可が出たとしても実際に砂糖が輸入されて需要者の手に渡るまでに3ヶ月近くを要する⁴⁶⁾。このため，カンボジア国境に集積し，価格上昇に合わせて密輸されてくるタイ産砂糖が結果的に市場の緊張を緩和する調節弁的な役割を果たしてきた。一方，中越国境ではベトナムからの輸出品が調節弁的に使われる傾向が見られる。輸入側の需要が大きいカンボジアへの野菜輸出と違い，中国への農産物，特に，中国でも栽培可能な果物の「小額」輸出は不安定である。国境まで持っていったが売れずに数百台のトラックが立ち往生するような事態が，スイカだけでも2002年，2004年，2009年に発生した。しかし，品質や規格上の

問題で国際市場での競争力が低いベトナムの農作物にとって⁴⁷⁾、持って行けばその場で買ってくれ、品質も「いちば」基準でいい中国市場に隣接する意味はやはり大きい。2006年には、それまでインドネシアやマレーシアに輸出されてきたピーナッツが、安くで質もいいインド産に押されてほとんど輸出できなかったが、商人が買い集めて中国国境に持っていったところ、かえって高値が付いたという(商業 060808)。

次に、国境の連続性である。国境貿易との関係で考えると、国内取引の延長で隣接国の市場や資源にアクセスできるのが国境空間の連続性である。工藤(2008)はミャンマーの労働力を生かした繊維産業がタイとミャンマーの国境地域に発達した例を挙げたが、中越国境では、中国側の国境企業がベトナムから輸入した原料を加工するというパターンが多い。実際、中国政府は辺境貿易での原料輸入に輸入関税、付加価値税の減半や手続きの簡素化などかなりの優遇を与えてきた。ベトナム産ゴムで原料不足を解消した桂林タイヤ工場の例が典型だが(范 2006: 130)、他にも例えば、雲南省の金平県が1990年に公布の中長期計画の中で金水河国境における漢方薬材、熱帯果物、ラタン等の加工工場建設に言及するなど(李 1992: 223)、国境貿易を利用した地域産業の発展という考え方は中国では早くから強調されていた。

対中輸出品の多くが一次産品であることに對して資源の収奪だとの見方もあるが、道路整備の遅れたベトナムの国境地域には、内地市場よりも中国市場の方がアクセスがいいという地方がかなりある。1990年代半ばにパイナップル作りを始めたラオカイ省の Ban Lau 村では、当時まだ村の外に出る道路がな

くて内地市場に出荷できなかったため、中国側に持ち込んで売っていたという(国境警備 041129)。また、カオバン省のハラン県では2006年からサトウキビ栽培を始めたが、県政府が広西・龍州県側と協議を重ね、今では龍州の製糖場からトラックが来て畑で直接買い付けてくれるほか、苗や肥料も提供されている(国境警備 080908, 商業 090808)。ベトナム北部では90年代半ばに急速に果樹栽培が広まったが、現在では過剰生産による値下がりや栽培・加工技術の低さ、非効率な集荷、流通が問題になっている。北部各省で年産12万トンに達したライチは、収穫が一月に集中するうえ傷みが早い作物だが、ベトナム国内では保存技術が確立しておらず、生食用にハノイなど一部の市場に出荷される以外は、乾燥するか国境から対中輸出している(商業 040629)。広西側では1992年には輸出用冷凍ライチ工場が稼動しており(広西年鑑 1993年版)、ベトナムから輸出されたライチも広西で生食されるよりはこうした工場加工されて第三国に輸出されている可能性が高い⁴⁸⁾。

最近では西南国境でも同様な構図が生まれており、カンボジアからゴム、キャッサバ、カシューナッツ、タバコ(原料)などがサマット経由でベトナムに輸出されている。ベトナムはゴムとカシューナッツでは世界有数の輸出国であるが、カシューナッツは国内での原料生産が追い付かないため、原料の一部を輸入している(商業 070327)。キャッサバの輸出にも力を入れているが、その国内最大の産地がタイニン省である。乾燥品だけでなく生芋でも輸入されていることから(税関 090219)、タイニン省で加工後、第三国へ輸出されるものと考えられる。

6. おわりに

本稿では中国、カンボジアとの農産物取引に焦点を当ててベトナムにおける国境貿易について検討してきたが、その発展の背景にあったのは、①中央政府の厳しい管理下に置かれ、また、複雑な貿易知識や外貨準備が求められる一般貿易に比べた場合の国境貿易の参入の容易さ、取引の手軽さ、アクセスの良さ、②異なった2つの市場が直接出会う国境に生まれた価格や需給の不均衡、であった。

中国側にとって辺境貿易とは、中央集権的な貿易管理体制下において地域限定的に規制を緩和し、様々な特権を与えて「辺境」地域の経済を発展させようとする開発政策の一つであった。しかし、WTO加盟の前後から中国では輸入関税優遇の廃止、品質安全基準の引き上げ、検疫証明書の要求など、辺境貿易の「規範化」が進められ、それまでの「辺境貿易」らしさが薄れつつある。ベトナムにおいても「第254号決定の一部改正に関する第139号首相決定」（2009年12月）が出て、第254号決定が「国境貿易」活動の一つとして挙げていた「一般的な国際貿易の慣習によらずに国境経由で行う輸出入活動」から「一般的な国際貿易の慣習によらずに」が削除される一方、実態として国境住民によるほぼフリーパスの消費財輸入を許してきた辺民互市でも、第10号工商部通達（2010年3月）の挙げる政府の指定品目しか輸入できなくなるなど、国境貿易政策の見直しが進んでいる。

しかし、形は変わってもそこに需要と価格差があれば取引は存在し続けるのであり、優遇どころか取締りの対象だった時期にも国境貿易は「密輸」の名の下に行われてきた。また、中国だけでなくカンボジアやラオスとの

国境貿易も、それらと近接する個々の地方の発展戦略を左右する地理的条件、そしてベトナムという経済空間を特徴付ける個性の一つとして無視できない存在になっている。今後は、中国的な「辺境貿易」観にとらわれず国境貿易という経済活動に共通する性質や国境という特殊な空間に働く力学を明らかにするとともに、それぞれの地方の地域性にも目配りが利くような新しい視点が必要となるだろう。

注

- 1) 輸出入財のバーター価格は国家間協定や国際市況などを考慮して交渉で決められたが、その計算のための単位として当時はスイスフランが使われた。
- 2) ベトナムでは1996年9月のモンカイ（クアンニン省）をはじめ全国7ヶ所で国境地域に対する特別政策の試行が認められ、2001年4月の「国境経済区に対する政策に関する第53号首相決定」で正式に国境経済区の全国展開が始まった。これは国境貿易に何らかの優遇措置を与えて取引を促進するというよりは輸出加工区の設置にも似た投資優遇策としての性格が強い。特に、経済区での税収や手数料収入の半分を省財政に入れて再投資することが認められたため、道路や国境検査場、公共施設などのインフラ整備が大幅に改善された。
- 3) 1984年の第78号、第305号閣僚会議主席指示により無許可輸送や脱税の摘発を目的として省境、県境を中心に設置。
- 4) 1989年、ホーチミン市のコーヒー市場価格はキロ2700-3200ドンだったが、ダクラク省は買入価格を2800-3200ドンと指導。物品税と輸送費を加算すると赤字になるため、国営商業は農民からの買い入れを停止した（商業900315）。
- 5) 例えば、「1995年輸出入品目・管理政策ガイドライン」でも消費財輸入額を1995年輸出総額の20%以内に抑える政府方針を明記。
- 6) 例えば、南部方面担当の国境警備部隊副参謀長コメント「カンボジアとの国境は“開かれた国境 bien gioi mo”であり、乾季はどこからでも行き来が可能で、海域も広く、水路も発達して

- いる」(国境警備 901215).
- 7) 1989年6月の第65号閣僚会議指示による。また、国境での関税収入は省財政に入れてよいとされた。
 - 8) カンボジア国境では商業部直属の貿易公司による正規貿易、国境住民の生活必需品交易のほか、省政府の許可を得た国境各県の国営企業、購買合作社による国境取引も認められた(1990年5月、第133号閣僚会議主席指示)。
 - 9) 1990-92年に欽州からは28の視察団が訪越し、契約額は8億元に達した(范 2006: 130)。
 - 10) 以前は毎年5万トンの野菜果物を輸出していたが1988年には1.7万トン、91年には6792トンだった(商業 950406)。ティエンザン省のバナナは3、4年前から質の悪さや形の不揃いなどで韓国に売れなくなった(商業 940901)。
 - 11) 当時、広西ではバーター決済を奨励し、現金決済は30%を上限とした(商業 900910)。
 - 12) 独立採算制への移行期にあった中国では、生産物資の60%を企業が自己調達しなければならなくなり、各企業は原材料確保に奔走した(商業 920102)。
 - 13) 鉱産資源の盗掘、木材の乱伐、機械部品や電線など鉄や銅の盗難が社会問題化した。家畜は主に農耕用の牛馬で、1989年の65号指示も対中輸出を奨励。
 - 14) ベトナム語では *trao doi hang hoa qua bien gioi, mua ban hang hoa qua bien gioi, thuong mai bien gioi* などと称され、特に決まった言い方はない。
 - 15) 中越貿易については、国交正常化までは広西壮族自治区、雲南省が優遇策を決め、中央政府の許可を得てから実施するとされた(范 2006: 152)。
 - 16) 2009年12月の第139号首相決定で「輸入関税、その他の税を免除」と明記されるまではいずれの決定も「輸入関税の免除」とあるのみだが、2008年10月から「免税枠の輸入品に対して付加価値税、特別消費税を課税する」旨の商業部通達が出ており、それまではこれらの税も課せられていなかったことが推察できる。
 - 17) 国境規則の定義では、「国境区域 *khu vuc bien gioi*」は、国境線のある国境各村 (*xa*)。
 - 18) 国境小額貿易は1992年の第115号閣僚会議決定により「国境小額輸出入税」が課税されていたが、これも1998年の第143号首相決定により廃止され、一般の輸出入税法に準ずるとされた。
 - 19) 中越国境貿易では銀行の口座振替による決済が一般的(范 2006: 244)。ラオカイ国境から輸入した葉タバコの代金を銀行振替で支払ったタイニン省の企業が、通達に定める正式な決済と認められず、課税価格として契約書記載の価格(1キロ300ドン)ではなく政府の最低価格表記載の価格(1100ドン)が適用された(商業 030401)。
 - 20) 例えば、タバコ市場に占める密輸品の割合は現在、ホーチミン市で45%、カントー市で70%、南部各省の平均で40%といわれ、ベトナムタバコ協会は2008年の密輸数を7000万カートンと推定。これは一年間の国内消費量の15-20%に相当する(税関 081204)。外国タバコは輸入が全面禁止された1990年以來ずっと取締りの重点品目で、WTO加盟による輸入解禁後も高税率を課している。
 - 21) ハザン省の国境では担ぎ屋への手間賃は課税されたら一回2000-3000ドン、課税されなかったら1-1.5万ドンで、担ぎ屋たちは何とかゲートをすり抜けようと必死になる(税関 95年3月)。他の国境でも情況は同じだった。
 - 22) 例えば、それまでは政府の最低課税価格表に従って関税を算出していたが、2002年からは契約書、銀行決済、納税者登録の3条件を満たせば契約書記載の価格が課税価格として認められることになった(第08号商業部通達)。最低課税価格は実勢価格よりかなり割高に設定するのが一般的だった。
 - 23) 石炭、ゴムなど重要物資でも今なお「小額」輸出が行われ、石炭の場合、モンカイ・Van Gia 港からの「小額」輸出が停止された2008年6月まで、ベトナム石炭・鉱産集団(TKV)が行う「正額」輸出以外に、TKVが9の企業に「小額」輸出を委託していた。2004年対外貿易法施行までの中国では、対外貿易権を有する一部の企業以外の外貨決済を認めていない。ベトナム側では銀行手数料がかかるうえ、近くに決済可能な銀行がない、手続きが面倒、実際の代金受け取りまで時間がかかる、などの理由で銀行決済が敬遠されている。例えば、ラオカイ省では国境経由の輸出入を行う企業700のうち、銀行決済をする企業は200あまり、ランソン省では2007年1-9月の国境経由の輸出入額6億ドルあまりに対し、銀行決済額は1億8640万ドルだった(税関 071127)。
 - 24) DAN (2005: 12) がタイ-カンボジア国境貿易に関する両国統計のズレを指摘。池部(2008: 164)も中越国境貿易を統計で正確に把

- 握するのは難しいという。
- 25) 輸出品に対する付加価値税払戻しには銀行決済が必要とした2002年の第76号政府決議までは、通関時に契約書も決済証明も求められない国境貿易ルートでのカラ輸出が容易で、2001年にはカラ輸出の便宜を図っていたランソン省タンタイン国境税関が集団摘発された。
- 26) 現在、広東省が中国による対越輸出額の42%、対越輸入の32%を占める。主要輸入品は石炭、原油、ゴムなど (Nguyen 2009: 45-46)。
- 27) カンボジアへは石油製品の再輸出も多いというが (商業 090115)、これが「辺貿」形式で輸出されることはないと思われる。
- 28) 1955年に中越両政府が調印した「国境人民小額貿易に関する議定書」に基づき、ベトナム政府は同年9月に「中越国境区域人民小額貿易管理条例」を出した。当時はこの辺民互市のほか、政府間で議定書を交わして行う「中央貿易」、国境省の省政府間で行う「地方貿易」があった。
- 29) Tho Xuan 港で積み替えてモンカイの Luc Lam 船着場まで7キロ。設備の整った Cai Lan 港からは別の船かトラックに積み替えて Luc Lam まで200キロ。
- 30) 2010年7月13日「人民公安」ウェブ版は、中国側の国境管理強化でモンカイからの「辺貿」輸出が滞り、6月28日時点で2000近くのコンテナが立ち往生、と伝えた。ベトナム産のゴム、冷凍品、農産・食品、ココナツ、龍眼、キャッサバ澱粉のほか、一時輸入再輸出によるコンテナも相当数あり、クアンニン省工商局は国境取引のある各貿易企業に対し、外国の取引先と情報交換、協議のうえ、ベトナムに入ってくる第三国貨物の量をコントロールするよう警告した。
<http://www.cand.com.vn/vi-VN/kinhte/2010/7/133276.cand>
- 31) 2008年1月の埔寨市場訪問時、中国側ゲート前のトラックヤードで積み替え中のベトナム側トラック26台のうち、北部ナンバーはハノイの1台のみであった。内訳はホーチミン市が17台、ビンディン3台、ドンナイ2台、カインホア2台、カントーとハノイが各1台。弄堯市場には筆者が確認しただけでも3ヶ所の「抜け道」があり、ベトナム人の担ぎ屋から一人1元の通行料を取っていた (2010年1月の訪問時には1ヶ所が封鎖)。正規のゲートを通る貨物はほとんどなく、国境を越えればドンダン市場まで2キロという立地を生かした「密輸市場」となっている。
- 32) 雲南省の昆明から広西壮族自治区の防城港市までは鉄道で1800キロだが、ハイフォンまではその半分ですむ (商業 020205)。
- 33) ベトナム側のトラック、バス、乗用車は、2003年の時点でラオカイ-河口国境から100-150キロ、2005年には250キロまで雲南側への乗り入れが許されていた (商業 031107, 商業 051101)。
- 34) 主なもので6ヶ所あり、中でも大きいのが Go Dau Ha (モクバイ) と Thuong Phuoc (ティエンザン川) の2ヶ所。カンボジアからは農産物、家畜やトンレサップ湖の干魚、ブノンペンの華僑が作った緑豆麺、ソーセージなどのほか、中国製品 (食器、万年筆など日用品、酒類、漢方薬)、フランス製品 (食品、酒類) が、ベトナムからはアルミ製品や洗剤などの日用品、野菜果物などのほか、アメリカ製品 (日用品、食品、家電、酒類) も持ち込まれた (Le 1970)。
- 35) 1950-60年代にはサイゴンから15分に一本バスが走っていた (Le 1970: 117)
- 36) 現在はタイニン省の輸出入の8割がサマット経由 (税関 070829)。なお、2010年6月に日本によるネアックルン橋建設への無償援助が決定した。2015年完成予定。
- 37) 1998年の統計では、アンザン省の貨物量172.9万トンのうち148.3万トン (85.8%) が水路輸送。メコンデルタ全体でも貨物量1739.2万トンのうち1083.5万トン (62.3%) が水路で輸送された (ベトナム統計年鑑)。
- 38) 同時期、タイニン省には12ヶ所の国境市場があり、月々の売上げは推定10-15億ドン (商業 990728)。
- 39) ベトナム統計年鑑2008年版の推計値では2008年のベトナムの野菜果物輸出総額は4億700万ドルで、広西統計年鑑による野菜果物「辺貿」輸入額はおおよそ35%に相当。
- 40) その他の対中輸出品はキュウリ、ジャガイモ、豆類、アスパラ、トマト、ショウガ、唐辛子など (商業 010403)。
- 41) シャカトウの産地・ランソン省チーラン県へはハノイ、ランソンの商人が50人ほど買い付けに来るが、ハノイのロンビエン市場のある商人の場合は一日1.5トンを800万ドンで買い付けて自前のトラックでハノイに運んで売れば経費を引いても200-300万ドンのもうけだという (商業 990828)。ビンフック省の Me Linh 村のバラは、農家庭先価格で1本50-300ドン、祝祭日で500ドンだが、都市部の市場では500-2000ドン、時に2万ドンもの高値で売られる (商業

- 000428).
- 42) 「商業」紙によると対カンボジア輸出額はおよそ以下の通り。果物440万ドル(商業031107)、野菜果物600万ドル(商業050405)、野菜果物200-300万ドル(商業080118)。但し、通関手続きをしない輸出も多く、実際の数字は不明。
- 43) ランソンでは1994-95年頃から電話が急速に普及し始め、ランソン市の場合、その普及率は1996年に5.6%、2000年に14.7%である。なお、ドンダンでは1999年の時点で1.35世帯に一台と、全国一の普及率を誇った(Trinh 2002: 124)。
- 44) 県財政の半分を補助金で賄っていたクアンニン省ハイニン県は国境開放後1年で財政好転。1989年の財政収入32億ドンのうち27億ドンが国境関係の収入であった(商業900730)。
- 45) 南部の企業によるモンカイ経由の輸出が多かった。
- 46) WTO加盟後は関税割当制度が適用されている。
- 47) ミバエ類の汚染問題でベトナム産の果物が各国で植物防疫上の規制を受けているのも原因の一つだという(長2005: 263)。また、ベトナム企業が市場開拓に不慣れなのも一因で、中国の都市部では熱帯果物への需要が高いが、こうした市場へは香港やシンガポールの企業が南部産の高級品を再輸出している(商業020813)。国境で商品を引き渡してしまう国境貿易では、相手国企業が販路を開拓してくれる利点もある。
- 48) ベトナムから対中輸出されるバナナも未熟な「青バナナ」で、バナナを産する広西で生食するより、他省、他国への転売するための輸入であろう。
- Viet Nam- Trung Quoc*. NXB Khoa hoc Xa hoi
封安全. 2008. 「中ロ貿易統計の分析—両国統計の食い違いを中心に」『比較経済研究』45(2): 31-40
- 范宏貴。(編)2006. 『中越国境貿易研究』民族出版社
- 池部亮. 2008. 「中越経済の緊密化と国境経済」石田正美(編)『メコン地域開発研究—動き出す国境経済圏』調査研究報告書 アジア経済研究所
- 古小松. 2003. Buoc phat trien cuakinh te Quang Tay va quan he Trung-Viet. in Do and Furuta eds. 2003. *Chinh sach doi ngoai rong mo cua Viet Nam va quan he Viet Nam-Trung Quoc*
- 黄景輝. 1994. 「大陸国境貿易措施与效能, 我南向政策及大陸台商輔導的整合分析」『大陸經濟研究』46(2): 39-58
- 工藤年博. 2008. 「メコン地域における国境経済圏の可能性—低開発国の新たな発展戦略」石田正美(編)『メコン地域開発研究—動き出す国境経済圏』調査研究報告書 アジア経済研究所
- Le Huong. 1970. *Cho Troi Bien Gioi Viet Nam - Cao Mien*. Xuat ban Quinh Lam
- 李成鼎(編). 1992. 『雲南国境口岸貿易指南』广西人民出版社
- Nguyen Manh Hung. 2000. *Khuyen khich dau tu-thuong mai vao cac khu kinh te cua khau Viet Nam*. NXB Thong ke
- Nguyen Ngoc Kim. 2005. Vi tri, vai tro cua Lao Cai trong tuyen hanh lang kinh te Con Minh- Lao Cai- Ha Noi- Hai Phong. *Nghien cuu Trung Quoc* (59): 45-50
- Nguyen Phuong Hoa. 2009. Quan he kinh te-thuong mai giua Quang Dong va Viet Nam. *Nghien cuu Trung Quoc* (93): 42-52
- Nguyen Van Lich eds. 2007. *Quan he thuong mai Viet Nam voi Van Nam va Quang Tay Trung Quoc*. NXB The gioi
- Nguyen Van Lich eds. 2005. *Phat trien thuong mai tren hanh lang kinh te Con Minh -Lao Cai -Ha Noi -Hai Phong*. NXB Thong ke
- Pham Van Linh eds. 1999. *Quan he kinh te -thuong mai cua khau bien gioi Viet-Trung voi viec phat trien kinh te hang hoa cac tinh vung nui phia Bac*. NXB Thong ke
- Pham Van Linh. 2001. *Cac khu kinh te cua khau bien gioi Viet-Trung va tac dong cua no toi su phat trien kinh te hang hoa o Viet Nam* NXB Ching tri Quoc
- Bo Thuong mai (商業部). 2006. *20nam doi moi co che chinh sach thuong mai Viet Nam*. NXB The gioi
- 長憲次. 2005. 『市場経済下ベトナムの農業と農村』筑波書房
- Development Analysis Network (DAN). 2005. *The Cross Border Economies of Cambodia, Laos, Thailand and Vietnam*.
- Do Duc Binh. 1997. Hoat dong xuất khẩu qua các cửa khẩu trên bờ phía Bắc: Thực trạng và giải pháp. *Kinh te va phat trien* (18)
- Do Tien Sam and Furuta Motoo eds. 2003. *Chinh sach doi ngoai rong mo cua Viet Nam va quan he*

gia

Trinh Tat Dat eds. 2002. *Tac dong kinh te-xa hoi cua mo cua bien gioi (Nghien cuu trung hop thi xa Lang Son va thi tran Dong Dang)*. NXB Chinh tri Quoc gia

楊清震（編）. 2005. 『中国辺境貿易概論』中国商務出版社

政府機関発行の機関紙：文中では87年10月10日を871010のように発行年月日を略記した.

なお、雑誌として発行された「税関」についてはそのまま発行年月を記した.

国境警備 *Bien phong* (国境警備部隊政治局発行)
税関 *Hai quan* (税関総局発行, 1998年までは雑誌)
商業 *Thuong Nghiep* (商業部発行, 1990年に
Thuong mai, 2008年に *Cong Thuong* と名称変更)

広西壮族自治区統計局, 『広西統計年鑑』各年版
広西年鑑社, 『広西年鑑』各年版
ベトナム統計総局, 『ベトナム統計年鑑』各年版